

●香川県告示第15号

平成17年香川県告示第677号（家畜伝染病予防法の規定による受検の命令）の一部を次のように改正し、平成21年1月23日から施行する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1・2 略	1・2 略
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 (1) 対象家畜 家きん（鶏、あひる、うずら、 <u>きじ、だちょう、ほろ</u> <u>ほろ鳥及び七面鳥</u>)	3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 (1) 対象家畜 家きん（鶏、あひる、うずら及び七面鳥）
(2) 実施範囲 県内の100羽以上 <u>（だちょうの場合は10羽以上）</u> 飼養 する家きん農場	(2) 実施範囲 県内の100羽以上飼養する家きん農場
4 実施の期日 <u>平成21年1月23日</u> から別に通知するまでとする。	4 実施の期日 <u>平成20年11月4日</u> から別に通知するまでとする。
5 略	5 略